

参考資料

令和元年12月12日
国土交通省 航空局

- 参考資料1 長野県消防防災ヘリ墜落事故をふまえた指定医等の確認が必要な医薬品等のリーフレット
- 参考資料2-1 飛行経験のない航空機を操縦際の安全確保について
- 参考資料2-2 技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン（意見公募案）
- 参考資料3 小型航空機等の運航に係る法令遵守及び安全優先の意識の徹底について
- 参考資料4 航空機からの機内持ち込み品や航空機部品等の落下防止について

「なぜ薬の使用が制限されるの？」

薬には「副作用」があるため、飛行の安全に影響を与えることがあるからです。

具体的には、

「服用後、乗物又は機械類を運転しないでください」との注意書がある薬は、注意力や反射運動能力の低下、眠気、ふらつき感等の副作用があります。

代表的なものとしては、鎮静作用のある抗ヒスタミン剤で、風邪薬や咳止め、アレルギー用飲み薬などに含まれています。

(参考) 米国国家運輸安全委員会 (NTSB) も、『致命的な事故において、この薬がもっとも多く検出されている。』としています。

用量を誤ると飛行中に意識を喪失する恐れのある薬もあります。

例えば、高血圧、糖尿病の治療薬等が該当します。



指定医等に確認しない医薬品の使用は、航空の安全を脅かす行為です。

STOP

処方薬と市販薬について

○ 医薬品には、医師が処方する医療用医薬品(「処方薬」と薬局等で購入可能な一般用医薬品(「市販薬」)があります。さらに市販薬は、「要指導薬」、「第1類」、「指定第2類」、「第2類」、「第3類」に分類されています。

○ 一般的に、医師からの「処方薬」については、身体検査基準への適合性を含め、服薬について指定医等へのご確認が必要です。



○ 「市販薬」については、上記の「第3類」等を除けば、パイロット自身の確認で使用することはできません。指定医等の確認や大臣判定が必要となりますので、必ず指定医等にご確認ください。

○ なお、詳細は、国土交通省のホームページに掲載している「航空機乗組員の使用する医薬品に関する指針」を必ずご確認ください。
(国土交通省ホーム>政策・仕事>航空>資格等のご案内>航空従事者関連>航空従事者の医学適性や航空身体検査の証明について)

「では、パイロットが行うべき確認は？」

「処方薬」はもちろん、「市販薬」についても、指定医等に対して確認することが原則です。

(注意) 「主治医の確認」ではありません。



ただし、以下の薬(「医薬品Aグループ」)については、身体検査基準に適合している限りにおいては、パイロット自身が航空業務の実施に影響がないことを確認すれば使用可能です。なお、身体検査基準への適合性に疑問がある場合は、指定医等に確認してください。



① 第3類市販薬

内服薬は7日間以内の使用に限ります。症状が改善しない場合は指定医等に報告し、医療機関を受診して下さい。

② 点眼薬、点鼻薬等の外用薬(①以外のもの。)

ただし、アレルギー性疾患治療薬、緑内障治療薬、散瞳薬は不可です。

③ 軽度の皮膚疾患に対する外用薬(①以外のもの。)

ただし、アレルギー性疾患治療薬は不可です。



なお、薬の使用による心身の状態等について疑問があるときや、上記以外の薬を使用する場合は、必ず指定医等にご相談下さい。

虚偽等不正の手段による航空身体検査証明の取得や、身体検査基準への不適合が疑われる身体状態での操縦業務の実施は、航空法第30条の規定により、技能証明の取消を含む処分の対象となるほか、同法第149条の罰則(1年以下の懲役又は30万円以下の罰金)の対象となる場合があるので、ご注意下さい。

医薬品(主に市販薬)の使用に関する Q&A

Q: 医薬品の使用に係る確認は、どの指定医に対して行っても問題ないですか。

A: 直近の航空身体検査を受検した指定医に確認してください。

Q: 最新の航空身体検査指定機関は、どこを見ればよいですか。

A: 国土交通省ホームページに掲載していますので、ご覧下さい。

Q: 医師から医薬品Aグループに該当する点眼薬を処方されていますが、全く同一の市販薬であれば、第3類以外でも使用しても問題ないですか。

A: 処方薬は、医師が疾患の状態を確認し、医師の管理の下で使用されるものです。市販薬については、そのような形ではないことから、第3類等を除き、指定医等の確認が必要となります。

Q: 航空業務に従事しなければ、鎮静作用のある市販の風邪薬を使用しても問題ないですか。

A: 問題ありません。ただし、航空業務を再開する際は、事前に指定医等にご確認下さい。

Q: 海外のドラッグストアで購入した市販薬を使用しても問題ないですか。

A: 一般的に、海外とは市販薬の分類等が異なりますので、指定医等に相談ください。

Q: 発売から1年を経過しない新薬(インフルエンザ治療薬等)は、使用してはいけませんか。

A: 厚生労働大臣による認可・発売から1年を経過していないものは、航空業務中に使用はできませんが、航空業務を停止して使用する場合は、制限されません。ただし、服薬を中止した後、薬の作用が完全に消失するまで航空業務に従事することはできませんので、飛行の再開に当たっては、指定医等にご確認下さい。

Q: 指定医等の確認を得ている常用薬について、主治医から、成分が同じ配合薬に変更しても構わないと言われましたが、改めて指定医等に確認が必要ですか。

A: 配合薬は、同一の成分でも配合割合が変わっていたり、他の成分が含まれていたりすることもあるので、必ず指定医にご確認下さい。

Q: 医薬品Aグループに該当する第3類の市販薬(内服薬)を7日間使用したが、どの程度空ければ、再び使用できますか。

A: 医薬品使用の原因となった疾患等が改善しない場合は、指定医等にご報告の上、医療機関を受診してください。

パイロットの医薬品の使用について

(基本的な考え方)

- パイロットが治療で医薬品を使用する場合、当該医薬品だけでなく、現有の病態が航空業務に支障を来す(身体検査基準に適合しない)おそれがないことの「確認」が必要です。
- 医薬品の使用及び病態の「確認」は、指定航空身体検査医又は乗員健康管理医(事業者配置されている場合。)(以下、「指定医等」という。) に対して行うことが原則です。
- ただし、市販薬(第3類)及び外用薬の一部については、パイロット自身がこれらを「確認」すれば、使用可能です。



このリーフレットは、パイロットの方々の医薬品の使用について、ご理解を深めていただくために作成したものです。

なお、航空身体検査証明及び身体検査基準の詳細は、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000743.html) に掲載しております。



国土交通省航空局
運航安全課乗員政策室

国 空 航 第 821 号
令和元年 7 月 25 日

(別紙) あて

国土交通省航空局安全部運航安全課長

飛行経験のない航空機を操縦する際の安全確保について

平成29年8月14日に奈良県で発生した小型航空機墜落事故に関する運輸安全委員会の航空事故調査報告書の中で、操縦士が技能証明において型式限定を必要としない航空機であっても、経験したことのない型式の航空機を操縦するにあたっては、当該航空機を操縦するために必要な知識及び技能を確実に獲得した上で行うよう操縦士に対して指導するよう勧告されたところ、等級限定の範囲の航空機であっても、飛行経験のない型式の航空機を操縦する場合には、

- ・ 機体の概要及び構造
- ・ 飛行規程及び性能
- ・ 諸系統及び取り扱い
- ・ 離陸及び着陸
- ・ 通常及び緊急操作

等を含む、当該航空機を操縦するために必要な知識及び技能を、当該型式の操縦経験を有する者からの学科及び実技に関する教育訓練により習得し、安全確保について万全を期すよう、傘下会員、関係団体等に注意喚起されたい。

なお、詳細なガイドラインについては別途定めることとしています。

(別紙)

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 あて
警察庁生活安全局地域課長 あて
海上保安庁警備救難部管理課長 あて
水管理・国土保全局防災課長 あて
独立行政法人 航空大学校 校長 あて
公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 あて
一般社団法人全日本航空事業連合会 会長 あて
一般財団法人日本航空協会 会長 あて
一般社団法人日本新聞協会 会長 あて
公益社団法人日本滑空協会 会長 あて
一般社団法人日本飛行連盟 理事長 あて
操縦士養成大学連絡協議会 幹事大学 千葉科学大学
危機管理学部 航空技術危機管理学科長 あて
NPO 法人 AOPA-JAPAN 会長 あて
NPO 法人 全日本ヘリコプター協議会 代表理事 あて

「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」の制定について

令和元年 12 月

国土交通省航空局安全部

運航安全課乗員政策室

1. 背景

○航空法第 25 条第 1 項及び第 2 項に基づき設定された限定の範囲内の航空機であっても、当該型式機を適切に運航するための知識や技術が相違するもの等があることから、操縦士が操縦経験を有しない型式の航空機を操縦する場合や、経験を有しない発航方法により操縦する場合に必要な教育訓練のガイドラインを以下のとおり定めることとします。

2. 概要

○操縦経験のない型式の多発ピストン飛行機、単発及び多発タービン飛行機を操縦する場合、与圧装置を装備したもの等、定められた態様の飛行機を初めて操縦する場合、操縦経験のない型式の回転翼航空機を操縦する場合、経験のない発航方法による滑空機の操縦を行う場合に必要な教育訓練の内容及び実施者の要件を設定。

○教育訓練の実施記録は航空機乗組員飛行日誌に記載することとする。

○教育訓練を行う条件に該当しない場合であっても、操縦経験のない型式の航空機を操縦する場合は、当該航空機の操縦に必要な知識を習得した上で操縦を行うことを求める。

○「同一等級限定内の回転翼航空機であって飛行経験の無い型式機を操縦する場合の教育訓練のガイドラインについて」（空乗第 2090 号 平成 7 年 9 月 29 日）及び「同一等級内の滑空機であって飛行経験のない発航の方法により操縦する場合の教育訓練のガイドラインについて」（国空乗第 86 号 平成 18 年 6 月 23 日）の内容を本通達に統合して廃止。

3. スケジュール（予定）

公布：令和 2 年 1 月

適用：令和 2 年 1 月

国空航第 4 2 0 号
令和元年 6 月 1 8 日

(別紙宛先) あて

国土交通省航空局安全部運航安全課長

小型航空機等の運航に係る法令遵守及び安全優先の意識の徹底について

小型航空機等の運航に関しては、これまでも航空安全講習会等を通じて、法令遵守及び安全優先の意識の徹底を図るとともに、小型航空機等の安全推進委員会において、有識者や関係団体の意見を踏まえながら、更なる安全対策を検討・推進してきたところです。

しかしながら、平成 30 年 9 月 16 日に大分空港において胴体着陸事案を発生させた個人操縦士が、航空身体検査証明の有効期間及び特定操縦技能審査の操縦等可能期間のいずれも超過した状態で当該飛行を行っていたことが判明しました。更に調査を進めた結果、当該操縦士は、当該飛行を含め、航空身体検査証明の有効期間を超過した状態での飛行を断続的に計 88 回、特定操縦技能審査の操縦等可能期間を超過した状態での飛行を断続的に計 36 回実施したことが確認されました。当該操縦士は、これらの違反行為があったことを事後的に把握していたにもかかわらず、その事実を報告せず、有効な対策をとらないまま、長期間にわたって同様な事案を繰り返し行っていました。なお、少なくとも平成 28 年 8 月 14 日の飛行については、特定操縦技能審査の操縦等可能期間を超過した状態であることを認識しながら行ったものと認められました。これらは、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 28 条第 1 項及び同法第 71 条の 3 第 1 項に違反する行為に該当するとともに、法令遵守及び安全優先の意識が大きく欠如した非常に悪質な行為でありました。

また、当該操縦士は、自らが航空法令や安全確保を含めた特定操縦技能の審査を行う操縦技能審査員でしたが、これらの法違反の事実を報告することなく平成 29 年 1 月 10 日に審査員の認定を再取得しており、操縦技能審査員としての適格を著しく欠くものであったと認められます。

これを受け、本日（6 月 18 日）付で当該操縦士に対し、航空法第 30 条の規定に基づく航空業務停止及び同法第 71 条の 3 第 4 項の規定に基づく操縦技能審査員の認定の取り消しを行ったところです。

航空身体検査証明制度及び特定操縦技能審査制度は操縦士の心身の状態及び操縦技能の維持を図るものであり、これらの制度を含めた法令遵守及び安全意識の徹底は、航空の安全確保にとって極めて重要なものです。小型航空機等の運航の安全性向上のために取り組む中で、今回の事案が発生したことは、航空安全に対する信頼を失墜させかねないものであり、極めて遺憾です。

つきましては、貴団体等におかれましても、下記のとおり小型航空機等の法令遵守及び安全優先の意識徹底のための指導・周知を図って頂きますようお願いいたします。

記

1. 傘下会員及び関係団体等に対し、速やかに、本事案の事例周知をし、毎飛行前に資格等の有効期間を確認するなど厳格な期限管理を徹底するとともに、航空身体検査証明制度及び特定操縦技能審査制度を含めた法令遵守・安全優先の意識徹底を図ること。また、安全講習会を含めたあらゆる機会を通じて継続的に注意喚起・周知徹底を図ること。
2. 傘下の操縦技能審査員に対し、改めて航空身体検査証明制度及び特定操縦技能審査制度を含めた法令遵守・安全優先の意識を徹底するとともに、特定操縦技能審査の機会を通じて、受審者の航空法令・安全確保に関する知識を確認すること。
3. 航空法令の違反又はそのおそれがあることを知り得たときは航空局に対して速やかに報告すること。

以上

(別紙)

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 あて
警察庁生活安全局地域課長 あて
海上保安庁警備救難部管理課長 あて
水管理・国土保全局防災課長 あて
独立行政法人 航空大学校 理事長 あて
公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 あて
一般社団法人全日本航空事業連合会 会長 あて
一般財団法人日本航空協会 会長 あて
一般社団法人日本新聞協会 会長 あて
公益社団法人日本滑空協会 会長 あて
一般社団法人日本飛行連盟 理事長 あて
操縦士養成大学連絡協議会 幹事大学 崇城大学 操縦訓練本部本部長 あて
NPO 法人 AOPA-JAPAN 会長 あて
NPO 法人 全日本ヘリコプター協議会 代表理事 あて

国空航第 5 7 9 号
国空機第 3 7 1 号
令和元年 6 月 2 8 日

(別紙) あて

国土交通省航空局安全部運航安全課長

航空機安全課長

航空機からの機内持込み品や航空機部品等の落下防止について

平成 31 年 4 月 17 日、東京都荒川区上空を飛行中の小型飛行機からカメラレンズが落下する事案が発生しました。当該機の運航者によれば、飛行中に同乗者が後部座席から斜写真窓を開放し写真撮影をしていた際に、予備のカメラレンズを当該斜写真窓から誤って落下させたとのこと。また、当該斜写真窓に係る飛行規程には、機長は飛行前に使用方法を説明することが求められていましたが、当該飛行前には同乗者に対し、斜写真窓開放時は使用していない道具類等を鞆の中に収納するなどの落下防止措置を取るよう注意喚起は行っていなかったとのこと。

また、過去には、回転翼航空機が空撮のため飛行中、垂直写真孔解放時には使用が禁止されている荷物室にヘッドセットが入れられていたことに気付かず、垂直写真孔から当該ヘッドセットを落下させた事案も発生しています。

これらの事案においては幸いにして地上の人及び物件の被害に関する報告はありませんが、機内持込み品に限らず、運航中の航空機からの落下物は重大な被害を生じかねない事案であるとともに、航空安全に対する信頼を失墜させかねないものです。

つきましては、貴団体等におかれましても、傘下会員及び関係団体等に対し、速やかに、本事案の事例周知をし、運航中の航空機からの機内持込み品や航空機部品等の落下が及ぼす危険性を改めて周知徹底するとともに、下記のとおり航空機からの落下物防止対策等の確実な実施の徹底をお願いいたします。また、安全講習会を含めたあらゆる機会を通じて継続的に注意喚起するようお願いいたします。

記

1. 機体持込み品の落下防止について

本事案の事例周知をし、飛行中に斜写真窓など機体の一部を開放する場合には、機長は、飛行前に同乗者に対し機内持込み品を固定や収納するなど落下防止のために必要な措置が確実にとられるよう注意喚起するとともに、飛行中も当該措置が実施されるよう監督すること。

2. 航空機からの落下物防止対策について

航空機からの機内持込み品や航空機部品等の落下防止を図るため、以下を含む必要な措置が取られるよう改めて徹底すること。

- (1) 航空機の部品等の脱落を確実に防止するため、点検・整備及び機長による出発前確認を適確に実施すること
- (2) 機長は飛行規程等に規定された手順等を遵守すること

3. 航空機からの落下物事案発生時の報告について

万一、航空機から機内持込み品や航空機部品等を落下させた場合又はそのおそれがあると考えられる場合には、最寄りの空港事務所等に速やかに報告願います。

以上

(別紙)

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 あて

警察庁生活安全局地域課長 あて

海上保安庁警備救難部管理課長 あて

水管理・国土保全局防災課長 あて

独立行政法人 航空大学校 理事長 あて

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 あて

一般社団法人全日本航空事業連合会 会長 あて

一般財団法人日本航空協会 会長 あて

一般社団法人日本新聞協会 会長 あて

公益社団法人日本滑空協会 会長 あて

一般社団法人日本飛行連盟 理事長 あて

操縦士養成大学連絡協議会 幹事大学 千葉科学大学 危機管理学部 航空技術危機管理学科長 あて

NPO 法人 AOPA-JAPAN 会長 あて

NPO 法人 全日本ヘリコプター協議会 代表理事 あて

公益社団法人日本航空技術協会 会長 あて